公文書等の管理に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百三十号

公文書等の管理に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号中「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。次項において「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第二十条の規定の適用については、住民基本台帳カード（この政令の施行の日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードとみなす。

内閣総理大臣　安倍　晋三

農業改良助長法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百三十一号

農業改良助長法施行令の一部を改正する政令

内閣は、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

農業改良助長法施行令（昭和二十七年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（普及指導員の任用資格）

第三条　法第九条の政令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）において農業又は家政に関する正規の課程を修めて卒業した者（これと同等の学歴を有する者として農林水産大臣の定める基準に適合するものを含む。）で、国若しくは地方公共団体の試験研究機関その他農林水産大臣の指定する試験研究機関若しくは同法による大学その他農林水産大臣の指定する教育機関において農業若しくは家政に関する試験研究若しくは教育に従事した期間、法第八条第一項の普及指導員であつた期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近十五年のうち十二年以上に達するもの

二　次のいずれにも該当する者

イ　農産物の加工又は販売の事業その他農業に関連する事業について識見を有する者としての農林水産大臣が定める基準を満たす者

ロ　都道府県知事が、農林水産省令で定める方法により、法第八条第二項各号に掲げる事務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認める者

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第二条　構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第六条を削る。

第七条中「内閣総理大臣の認定」を「法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において「認定」という。）」に改め、同条を第六条とする。

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第三条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第六条各号列記以外の部分中「都道府県が」とあるのは「国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下この条及び次条において同じ。）が」と、「当該都道府県」とあるのは「当該国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体である都道府県」と、同令第七条」を「第六条」に、「国家戦略特別区域会議が」を「国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。）が」に改める。